

記者発表（発表・資料配布）				
月/日 （曜日）	担当事務所名 担当課名	TEL	発表者名 （担当係長名）	その他の 配布先
12/14 （金） 14:00	環境整備課	ダイヤルイン 078-362-3281	環境整備課長 春名 克彦 （課長補佐兼廃棄物適正 処理係長 角田 康輔）	東播磨県民局 環境課 （同時発表）

廃棄物の処理及び清掃に関する 法律違反に係る行政処分について

1 処分の概要

平成24年12月14日、下記の産業廃棄物処理業者に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、業の許可を取り消す行政処分を行った。

(1)被処分者及び行政処分の内容

- ・住所 兵庫県神戸市垂水区大町四丁目2番4号
- ・名称 株式会社垂水重機 代表取締役 水上 清久
- ・処分の内容 産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
- ・処分年月日 平成24年12月14日

(2)兵庫県の許可内容

・許可の種類	産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を含まない）
・許可年月日	平成19年12月 1日
・許可番号	第02804050697号
・許可の期限	平成24年11月30日
・取扱産業廃棄物の種類	木くず、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類
	以上4種類

2 処分の理由

法第14条第5項第2号イにおいて準用する法第7条第5項第4号八に該当

被処分者は、欠格要件に該当()していることが判明したため、取消処分を行う。

明石簡易裁判所から廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2違反（焼却禁止）により被処分者は罰金30万円の刑を受け、平成23年12月27日に確定している。